

○使用料・手数料の一部改正に対するパブリックコメントによる意見の概要と市の考え方

No.	該当箇所	意見の内容	市の考え方
1		物価高騰の折、値上げは理解できますが、今回の通信カラオケ使用料について、1時間440円は何を基準に設定されたのかお聞きしたい。	改正案にも記載しておりますが、使用料の算定については、イニシャルコスト（導入費用）とランニングコスト（維持管理費用）を原価としており、これまでの更新実績から実耐用年数を10年とし、年間のコストを算出しております。この年間コストを想定年間使用時間で除し、1時間当たり440円と設定しております。
2		【ピアノの使用料案について】 ※大局的に市の部門別の大きな予算組を捉えた場合と、部門内のみで予算組を捉えた場合とでは考え得る意見は違ってきます。今回はかなでーの施設利用料、ピアノ使用料案を教育部門予算内で調整すると仮定した場合の意見となります。 ■注意 一足飛びに「受益者負担の原則」を持ち出し、使用料を徴収するのではなく、当初計画に立脚した上で「公平性」というものを「根本から」再考していただきたい。今までもピアノ使用料を徴収しており、それを値上げするのであれば理解できる。しかし、当初計画では施設利用料に包含されていたピアノの維持にかかるコストを「ピアノ使用料徴収開始後のピアノ使用者」のみに負担させるのでは ① 「ピアノ使用料徴収前のピアノ使用者」 ② 「ピアノ使用料徴収前の施設利用料を払ったかなでー利用者」 ③ 「ピアノ使用料徴収開始後のピアノ使用者」 の三者間で「負担の不公平」が生まれるので、整合性がとれず、論理的に破綻している。 結論から言うと、今までどおり備品使用料は無しのまま「施設利用料自体」を値上げするのでなければ、「負担の公平性」は担保されず不公平になる。過去の予算計画、時間軸を無視して「受益者負担の原則」をいきなり「点(時点)」で持ち込んでしまうと、時間軸に沿って蓄積されてきた金銭の	■注意について 当初の施設使用料には、ピアノ使用料は包含されておられません。 なお、施設使用料にピアノ使用料を包含させる考え方は、ピアノを使用しない多くの利用者にピアノにかかる経費の負担を求めることとなります。今回の改正の趣旨は、ピアノ使用者（受益者）にコストを負担いただくものであることをご理解願います。

	動きが分断され、別の「不公平」が生じる。 ■ランニングコスト 一般的に公共施設のピアノは年に1度程度しか調律が入っていないという認識でいたがもっと入っているのか?調律以外のメンテナンス実績ではどのようなものがあるのか?それぞれ回数と費用が知りたい。北斗市のピアノの調律、メンテナンスはカワイさんに委託しているとお聞きしたが、コストダウンの為、カワイさんとの交渉、ヤマハさんや個人の調律師の方に委託先を変更することも検討していただきたい。 ■イニシャルコスト 特別な場合を除き、一般的に弦楽器以外は古くなればなるほど楽器単体の市場価格は下がる。 市場価格の下がった古いピアノを使用し、近年の原材料費高騰、為替の変動により値段の上がった同型番の再調達相当価格(現在の市場価格)のコストを支払わされるのはあまりに筋が通らない。イニシャルコスト=初期投資なので、イニシャルコストとして使用する数値は購入時の価格となるはずだが、再調達価格を使用するのは何故か?どのような考え方に基づいているのか教えていただきたい。 ■施設(ホール?)管理業者の常駐について 毎日、施設(ホール?)管理業者が常駐する必要があるのか?必要がある日のみ来ていただければよいのではないかとここでコスト削減できるように思う。 ピアノ使用に関わる部分で言えば、大会議室のピアノはやり方を教えていただければ、女性1人でも利用者自身が移動させられると思う。 小ホールのコンサートグラウンドの移動は実際見たことがない	■ランニングコストについて 調律の回数は、スタインウェイD274、カワイEXは年2回、その他は年1回実施しております。また、それ以外でピアノ使用者が個別に調律を必要とする場合は、自己負担で実施していただく場合もございます。 調律の委託業者は、基本は製造メーカーである株式会社河合楽器製作所様をお願いしておりますが、文化センター以外の施設ではその他のメーカーや個人に委託しているケースもございます。コストダウンの手法については、引き続き検討してまいります。 ■イニシャルコストについて 耐用年数の観点からピアノの価格は年数の経過とともにその価格は減少していくものと理解しております。 一方でピアノそのものの価値や性能は極端に減少するものではないため、再調達価格相当額をイニシャルコストとすることで、利用者が受ける恩恵と負担のバランスが取れやすくなるものと考えております。 また、古いピアノについては、購入価格が不明確なケースがあるため、再調達価格相当額を用いることでその問題を補うことも可能となるほか、統一した考え方で算出したコストは、公平性を確保することにもつながるものと考えております。 なお、ピアノの法定耐用年数は5年とされていますが、20年を実耐用年数とし、1年あたりのコストを算出することで、過度な負担とならないよう配慮しております。 ■施設管理業者の常駐について 管理業者は、土日等の職員不在時の対応のための守衛、機械設備関係の委託、清掃関係の委託、音響等の専門分野の対応のための委託など多岐にわたっております。 配置についてはコストも勘案しつつ、利用者に不便をきたさない配置になっているものと認識しております。 また、利用者一人でもピアノの移動は可能とのことですが、重量物の移動は危険を伴うこと、備品や施設の破損等の可能
--	--	---

	ので不明だが、利用者と職員でできないだろうか。ピアノ使用時のみの問題ではないが、管理作業とそれにかかる時間と人員の洗い出しと精査は必要だと考える。 ■使用料案の算出方法 公共施設ではない市場のレンタルピアノでは年に何度も頻繁に調律を入れ、品質を保った上でのレンタル使用料となっている。 かなで一のスタインウェイ D274、カワイ EX の使用料案はホール利用の時間区分に合わせると、函館市芸術ホールのピアノ使用料よりも時間帯によっては高くなり、東京の小規模ホールの利用料(室料)を含まないピアノのみのレンタル料に近い。土地代は北斗市と東京とは桁が違い、函館よりも安いのにピアノの使用料案は相対的に高いように思う。使用料案の算出方法を教えていただきたい。 ■利用者差別 「ピアノは限られた人しか使わないから使用料を徴収する」という考え方だと伺った。定期サークル活動として申請すると施設利用料さえかからないのではなかったか？管楽器のサークルがあったと記憶している。また、市内の学校の吹奏楽部、合唱部がよくかなで一のホールを利用しているが施設利用料は発生しているのか？ そもそもピアノは「持ち歩けない楽器」であり、連弾、2 台ピアノ、室内楽以外は基本的に「一人で演奏する楽器」であることを理解していただきたい。 複数人数でする音楽は施設利用料さえ無料で、1 人で演奏するピアノは(施設使用料+ピアノ使用料)がかかるのでは極端に不公平である。「音楽のまち 北斗市」を標榜しておきながら、これでは利用者差別、楽器差別、音楽のジャンル差別、マイノリティ虐めではないか？人数で音楽に優劣をつけ、利便性に差をつけるのはしごく不公平である。	性もあることから、お一人での移動は不可とし、職員が立ち会わせていただいております。 ■使用料案の算出方法について 使用料の算定については、イニシャルコスト（導入費用）とランニングコスト（維持管理費用）を原価としております。楽器の法定耐用年数は 5 年ですが、これまでの更新実績等から、実耐用年数を 20 年とし、利用者負担も配慮したうえで年間のコストを算出しております。この年間コストを想定年間使用時間で除し、それぞれ 1 時間当たりの金額を設定したものです。 ご指摘のあった東京に比べて北斗市の土地代が安いのにピアノ料金に差がない件についてでございますが、ピアノ使用料の算定はピアノにかかる経費のみを対象としており、ピアノの購入費用やメンテナンス費用は首都圏と地方で著しい差が生じるものではないと認識しております。そのため、地価による差がピアノ使用料に及ぼす影響はないものと考えております。 ■利用者差別について 文化センターの定期サークルについては、1 か月で最大 4 回まで時間区分の使用料を免除しており、市内の学校の吹奏楽部、合唱部については、部活動などの学校活動の一環として使用する場合は使用料を免除しております。 定期サークルについては市民の交流及び文化活動、学校の部活動などについては、学校活動の一環として実施しているものであり、文化センターの場合は、北斗市総合文化センター条例第 12 条、北斗市総合文化センター条例施行規則第 9 条及び別表の規定により、使用料を免除しております。 また、定期サークルについてですが、文化センターの場合は、 ①営利を目的として活動しないこと ②サークル活動の場が講師の営業活動につながらないこと ③会員が 5 人以上いること ④会員のうち 8 割が市民または市内在勤者であること
--	--	---

	「音楽のまち」ではなく、「特定の音楽、特定の部活動、特定の人々のみを優遇するまち」、「特定の人々による施設の私物化」になっていないか再考して欲しい。 FM いるかの中継局設置の件もそうだが、市政が市民に「癒着」「既得権益」「私物化」といった印象、疑惑を与えてしまうこと自体が問題である。 ■「音楽のまち 北斗市」を標榜するにあたり、知っていたきたいこと 一般的に鍵盤楽器は鍵盤を押せば簡単に音が鳴ると思われている。しかし、キーボード、電子ピアノは電化製品で、アップライトピアノ、グランドピアノは打楽器であり、アップライトとグランドも音が鳴る仕組みはそれぞれ違い別の楽器である。つまり、鳴らし方が違う。管楽器で例えるなら、オーボエとクラリネット（ダブルリードとシングルリード）ほども違う。そして、個人でグランドピアノを所有している人は少ない。コンクールや発表会の使用楽器はグランドピアノである。加えて、ピアノは演奏する部屋(大体、天井が高い)、ホールで響き方が違うので、演奏しながら音の響きを耳で聴き、それに合わせて打縫、ペダリングを調節する練習が必要があり、これは家で練習することは不可能である。だから、わざわざ利用料を支払い、施設を借りてまで練習するのである。かなでーの施設はプロの音楽家、音楽愛好家の間で評価が高い。しかし、ピアノ使用料が付加され、施設利用のハードルが高くなると、北斗市や近隣市町村でのピアノの音楽教育、音楽環境の質が下がってしまう。本格的に音大、音楽家を目指す学生さん方から生涯学習のピアノ愛好家までもが QOL が下がり、とても悲しむ。都市圏と地方では経済格差だけでなく、文化格差も非常に大きい。道南に生まれた、もしくは道南に住む文化的なハンデをできるだけ行政で補って欲しい。 【FM いるかの中継局を億の費用をかけて設置した件について】 決定に至った議事録、数字ベース、事実ベースでの調査記録、代替案の検討記録などの資料はどこかに公開されているのか？あまりに高額なので、使用料・手数料徴収の前にち	以上の条件が定期サークルの条件となっております。 使用料の免除については、楽器の種類、音楽のジャンルで判断している訳ではなく、前述のと通りの免除規定により判断している旨ご理解くださいますようお願いいたします。 ■「音楽のまち北斗市」を標榜するにあたり知っていただきたいことについて 市では、音楽の人と人をつなぎ、絆を強める力に着目し、さらなる音楽活動の活性化を図ることで市民の心の豊かさを育み、市民生活の満足度向上を目指すため、「音楽のまち・ほくと」を掲げた取組みを進めております。 一方で、前述のとおり、現在の施設使用料にはピアノ使用料が含まれていないため、ピアノにかかわる経費を市民全体が負担していることとなります。このことから、ピアノ使用に対する公益性や必要性を勘案した中で、受益者負担の原則に基づき、ピアノ使用者にピアノにかかる経費をご負担いただくとするものでございます。 ■FM いるかの中継局を億の費用をかけて設置した件について 使用料・手数料の一部改正に直接関係しないご意見ですので、回答は差し控させていただきます。 しかしながら、市民の皆様が抱える課題や関心事項については、今回の改定案件に限らず、いただいたご意見を今後の施
--	---	--

	らが適正な決定であったか否かの是非を再度、問うべき。適正でなければ、市長、議員の報酬カットで、適切な同等の行政サービスを実施した場合との差額分相当を市に返還が妥当。それで、使用料・手数料は賄えるのでは?北斗市が有名市町村ではなく、市民も殆ど知らないが為にこれで済んでいるが、人口、税収に対する税金使用の規模感としては大問題に発展し、ニュースになり得るケースと考えられる。市長、議員が役割を果たすべく能力がないのであれば、市の意志決定機関として非常に不安なので、北斗市、北斗市の市長、議員と利害関係のない有識者による諮問機関に類する組織、または第三者委員会を作り、行政監視して欲しい。 【パブリックコメント募集形式、資料作成について】 ■大変申し訳ないが、使用料・手数料案を算出した試算等、数字の入った資料、元となっている過去の予算計画、使用料・手数料を徴収するに至った詳しい考え方の経緯が一切なく、パブリックコメントを募集するにあたり、市民の判断材料となる情報が圧倒的に不足している。必要情報を付け加えて、改めて「使用料・手数料の一部改正案」として HP に再掲し、再度、パブリックコメントを募集して欲しい。11月21日(木) 午後に財政課シマムラ係長と電話でお話させていただいた際、他の備品使用料なども新たに発生する案があるとお伺いした。今回の案も含め、かなり細かい使用料案なので、個別にパブリックコメントを募集するのではなく、まとめて方向性が見えるよう提案した方が伝わりやすいと思う。 ■一般市民に向けての資料なら、Word の文章だけでなく図などを使用し、視覚的に理解を補完できる省庁 HP のような仕様が親切だと思う。 ■パブリックコメントを提出する際、個人情報の記入は任意として欲しい。パブリックコメントを募集していること自体を知らない市民が殆どかと思われる。そのような状況下で、意見を提出する側だけが身元を明らかにしなければならぬのは、数少ない反対意見を持つ市民のあぶり出しのように感じられ、率直に言って恐い。 また、反対にパブリックコメントを求める提案書を作成した部署を明記して欲しい。発信元が北斗市では責任の所在が不明瞭となる。取りまとめが財政課とお伺いしたが、資料作成	策の参考とさせていただきながら、引き続き市民生活の向上に向けて取り組んでまいります。 ■パブリックコメント募集形式、資料作成について パブリックコメントの再募集についてのご要望をいただきましたが、今回の実施期間につきましては、全体のスケジュールや必要な手続きの進行を考慮して設定したものであり、再募集する予定はございません。 作成した資料について、わかりにくい点があったことにつきましてはお詫び申し上げます。 また、いただいたその他のご意見は今後の検討の参考とさせていただきます、市民の皆様の声を受け止めながら進めてまいります。 引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
--	---	---

		者と責任者の個人名まで明記して欲しいとは言わないが、せめて「北斗市役所 財政課、〇〇課」と連名で発信して欲しい。問い合わせがあった場合、細かい改正案を作成した担当部署に直接、質問できた方が時間のロスも少なく、市民も職員もお互いに嫌な思いをしないで済む。	
--	--	--	--